

独立行政法人国立病院機構東京医療センター医学生臨床クラークシップ規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東京医療センター（以下「東京医療センター」という。）において、臨床クラークシップでの医学生（以下「医学生」という。）を受け入れる場合は東京医療センター受託実習規程に基づき実習の適切な受入を図ることを目的とする。

(受託機関)

第2条 この規程に基づき東京医療センターで臨床クラークシップでの受入が委託できる機関は東京医療センター受託実習規程第2条に準じるものとする。

(手続き)

第3条 養成機関の長は、医学生の実習を東京医療センターに委託しようとするときは、氏名、実習の期間、内容等を記載した書面を添えて病院長に依頼し、東京医療センターが定めた事務手順にしたがって所定の手続きをしなければならない。

2 病院長は、前項の規程による依頼があったときは、病院等の業務に支障がなく受託を適当と認めた場合に限り、実習の依頼を承諾する。

(実習の期間)

第4条 医師臨床クラークシップでの実習期間については、東京医療センター受託実習規程第3条に準ずるものとする。

(受託実習料)

第5条 医師臨床クラークシップでの受託実習料については、東京医療センター受託実習規程第5条に準ずるものとする。

(医行為の範囲)

第6条 医学生が臨床クラークシップの実習中に行える医行為の範囲については、別途「東京医療センターで病院実習を行う医学生に許可される医行為の範囲に関する院内指針」に定めるものとする。

(処分等)

第7条 医師臨床クラークシップの実習における責任の範囲については、原則養成機関が負うものとし、東京医療センターの責めに帰すべき理由が重大な場合の責任については、双方協議の上、責任の所在を決定する。

(実習の停止および許可の取り消し)

第8条 臨床クラークシップの実習の停止及び取消しについては、東京医療センター受託実習規程第7条に準ずるものとする。

(カリキュラム)

第9条 医学生は正規のカリキュラムとして大学で決定されている学習目標に到達するように学習する。

(遵守事項)

第10条 医学生が病院内で臨床実習を行う際は、病院職員に準じて病院諸規程、院内での約束事などを遵守する。

2 医学生は患者のプライバシーの保護に常に留意し、臨床実習に際して知り得た患者情報を、他に漏らしてはならない。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、医師クリニカルクラークシップに関して必要な事項は、病院長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。